（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
乾燥人フィブリノゲン	乾燥人フィブリノゲン
1　（略）	1　（略）
2　製法	2　製　法
2．1　原血漿	2．1　原　血　漿
（略）	（略）
2．2　原画分	2．2　原　画　分
（略）	（略）
2．3　（略）	2．3　（略）
3　小分製品の試験	3　小分製品の試験
3．1・3．2　（略）	3．1・3．2　（略）
（削る）	3．3　pH試験
	一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき，6.0～7.3でなければならない．
3．3～3．7　（略）	3．4～3．8　（略）
（削る）	4　有効期間
	有効期間は，３年とする．
4　その他	5　そ　の　他
4．1　表示事項	5．1　表示事項
1．　（略）	1．　（略）
2．通則44に規定する輸血用器具を用い，溶解後速やかに使用しなければならない旨	2．通則44に規定する輸血用器具を用い，溶解後１時間以内に使用する旨
3．　（略）	3．　（略）
（削る）	5．2　溶剤の添付
	添付する溶剤は，注射用水とする．
（略）	（略）

○厚生労働省告示第百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）